平成２６年（フ）第８４号
徳島県徳島市北島田町３丁目12番地の１　市営住宅26棟７号、旧住所徳島県徳島市住吉３丁目１番７　305号第４三宅ビル
債務者　山田名穂美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
佐賀県唐津市和多田用尺９番63号　エンベリエアパート102号
債務者　山田　清孝
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１９０号
熊本市南区良町５丁目３番16号
債務者　宮本佳代子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３０号
愛知県小牧市大字東田中496番地１　県住８号棟405号
債務者　浅野　　正
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４５号
名古屋市中川区柳瀬町２丁目45番地の１　公徳ハイツ103号
債務者　前田　郁代
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７８号
名古屋市昭和区長戸町３丁目37番地の３　アラカワハイツ御器所301号
債務者　石川　和智
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３号
神戸市垂水区清水が丘２丁目８番18―1201号、従前の住所神戸市垂水区本多聞１丁目11番６―307号
債務者　島　八重子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４号
神戸市垂水区清水が丘２丁目８番18―1201号、従前の住所神戸市垂水区本多聞１丁目11番６―307号
債務者　島　　佑太
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０１号
神戸市北区有野中町３丁目14番11―302号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町３丁目１番１―707号
債務者　山本　　守
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８号
広島県福山市王子町２丁目18番２号
債務者　山岡　秀昭
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５４号
広島県福山市藤江町乙355番地
債務者　大本　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５６号
広島県福山市藤江町乙355番地
債務者　大本　象司
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６０号
広島県府中市広谷町883番地２
債務者　有馬　和子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６１号
広島県福山市東町２丁目２番７―303号
債務者　村上　久美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６７号
広島県福山市山手町６丁目29番10―101号
債務者　藤井　敏夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６８号
広島県福山市山手町６丁目29番10―101号
債務者　藤井　友子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６９号
広島県福山市神辺町字徳田509番地１
債務者　安原　俊道
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係